

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業
入札説明書等に関する質問・意見への回答(第2回)②
／ 対話における質問への回答②

令和7年1月21日
長崎県

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業

入札説明書等に関する質問・意見への回答(第2回)②/対話における質問への回答②

回答番号	質問・意見	資料名	頁	行	項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤	項目⑥	内容	回答
1	意見	入札説明書(回答5)	9		第3	2	(1)				提案書受付締切日を3月5日から3月10日へ延長していただきましたが、この工程では提案・積算等に要する時間が十分に取れません。再度延長していただけないでしょうか。	「実施方針・要求水準書(案)に関する質問(令和6年9月17日公表)」の際にご意見いただきました、落札者決定から仮契約までの期間を確保したうえで、よりよい提案書をご提出していただくことを目的として、締切日を3月25日に延長します。
2	意見	入札説明書	9		第3	2	(1)				提案書受付締切日を可能な限り再延長頂く様、お願いいたします。公告時期が遅れたことにより、第一回質疑回答直後に正月休みがあり、2月も日数が少ないため、実働時間が短く、質疑回数を増やして頂いてもコスト検討、提案書作成に反映する期間が十分に取れません。	質問No.1の回答をご参照ください。
3	質問	事業契約書(案)	3		第9条						事業者は、本件工事に先立って、自らの責任と費用負担において、周辺住民に対して本件工事の内容について説明を行い、理解を得るように努めなければならない。とありますが、これは工事に対しての住民説明であり、事業全体の説明については、県の事業として県が説明をされるという認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
4	意見	事業契約書(案)	27		別紙1		(33)				「要求水準書」とは、令和6年11月〇日付で公表された、とありますが、公告日に修正願います。	修正いたします。
5	意見	事業契約書(案)	39		別紙12						不可抗力については、事業者側では対応できません。負担については、0%として下さい。	原文のとおりとします。

回答 番号	質問・ 意見	資料名	頁	行	項目 ①	項目 ②	項目 ③	項目 ④	項目 ⑤	項目 ⑥	内容	回答
6	意見	入札説明書	9		第3	2	(1)				令和6年12月18日付の入札説明書より、提案書受付締切日を延長していただきましたが、十分な設計・積算、運営計画等を行うために、再延長頂くようお願いいたします。	質問No.1の回答をご参照ください。
7	質問	要求水準書	22	3							事務室には「管理者用、運営事業者用」と明記されておりますが、更衣室およびシャワー室にはそのような記載がございません。これらのスペースにつきまして、運営事業者も利用することは可能でしょうか。	可能です。
8	質問	要求水準書	22	31							休憩室に記載の収容施設従事者用は、運営事業者も含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	意見	入札説明書	9		第3	2	(1)				改めて、適切な提案書作製のため提案書類受付締切日を延長願います。公告が遅れた分、提案書提出までに適切な検討、協議期間をいただけます様、提出スケジュールの再考をお願いいたします。実施方針で公表された提案スケジュール同等の検討期間をご用意いたします。	質問No.1の回答をご参照ください。

回答番号	質問・意見	資料名	頁	行	項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤	項目⑥	内容	回答
10	意見	要求水準書	15	3	第2	5	(1)				<p>前回、犬舎の基準についての質疑87の回答として「体長45cmの犬を想定して3.65㎡/頭としたところですが、収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用を想定して、大小の犬舎を準備する、また可動式の間仕切りにする等のご提案をお願いします。なお、各施設の面積については参考値であり、面積削減の方針については、機能に関する要求水準を満たす形で事業者側からご提案ください。」とあります。要求水準書15p3行第2の文面からは3.65㎡×60頭分の面積を確保すべきということが「要求水準」として提示されています。「収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用」を反映するには要求水準に定める収容動物の頭数について「中型犬にて上限60頭～下限45頭」とする、「収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用」が可能になるよう要求水準書の記載を変更していただけますか。</p>	質問No.11の回答をご参照ください。
11	意見	要求水準書	15	3	第2	5	(1)				<p>前回、犬舎の基準についての質疑87の回答として「体長45cmの犬を想定して3.65㎡/頭としたところですが、収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用を想定して、大小の犬舎を準備する、また可動式の間仕切りにする等のご提案をお願いします。なお、各施設の面積については参考値であり、面積削減の方針については、機能に関する要求水準を満たす形で事業者側からご提案ください。」とあります。要求水準書15p3行第2の文面からは3.65㎡×60頭分の面積を確保すべきということが「要求水準」として提示されています。「収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用」を反映するには、収容されるであろう犬の大きさの目安を御提示いただけますか、</p>	<p>現在、収容される犬の約45%が成犬であり、その多くが要求水準とした体長45cm程度の中型犬です。つきましては、要求水準とした3.65㎡は、75頭程度×45%=33頭程度を必須とし、残りについては、事業者からの提案に委ねます。</p> <p>なお、ハンドリングが難しい野犬の収容を想定して「運動スペース一体型」の面積基準による要求水準としましたが、譲渡対象犬等、PFI事業者による運営業務実施時に、法で求められる「運動スペースでの1日3時間以上の運動」を実施する犬の収容に関しては、「運動スペース分離型」(*)の基準による収容設備でよいこととします。</p> <p>上記内容について、要求水準書を修正します。</p> <p>※タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)。</p>

回答番号	質問・意見	資料名	頁	行	項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤	項目⑥	内容	回答
12	意見	要求水準書	15	3	第2	5	(1)				<p>前回、犬舎の基準についての質疑87の回答として「体長45cmの犬を想定して3.65㎡/頭としたところですが、収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用を想定して、大小の犬舎を準備する、また可動式の間仕切りにする等のご提案をお願いします。なお、各施設の面積については参考値であり、面積削減の方針については、機能に関する要求水準を満たす形で事業者側からご提案ください。」とあります。文中にある「～収容する犬の大きさに応じた柔軟な運用を想定して、大小の犬舎を準備する、～」ためには、体高45cmの犬を基準とした要求水準書18P6.(1)アii)「犬一等あたり3.65㎡の床面積を確保すること」という記載が最低基準となるため、体高45cmより小さな小型犬を収容した場合の経済的、合理的な計画提案ができません。犬1頭当たりの基準面積について3.65㎡を上限値として、下限値の目安(例えば1.83.㎡など)を御提示いただき、その犬舎の構成、比率については、質疑回答12に示す、面積の基準値以内とする形にしてくださいませか。</p>	<p>質問No.11の回答をご参照ください。なお、下限値については設定いたしませんので、提案に委ねます。</p>
13	質問	入札説明書等に関する質問・意見への回答(第1回)	14	2							<p>前回質疑回答89にて、検疫室に設置するケージについて、「前項の質問にて確認した、犬1頭当たり、猫1頭あたりの面積にて計画するということがよろしいでしょうか。」という内容に対し、「ご認識のとおりです。」と回答をいただいておりますが、検疫室のケージを3.65㎡/頭とすると収容施設の面積を目安の490㎡の±20%以内に収めることが困難なため、ケージではなく部屋の面積を3.65㎡/頭とする提案は可能でしょうか。</p>	<p>検疫室での収容の多くが、ハンドリングの難しい野犬であることが想定されるため、必要な面積の確保をお願いします。</p>
14	意見	入札説明書等に関する質問・意見への回答(第1回)	14	2							<p>前回質疑回答89にて、検疫室に設置するケージについて、「前項の質問にて確認した、犬1頭当たり、猫1頭あたりの面積にて計画するということがよろしいでしょうか。」という内容に対し、「ご認識のとおりです。」と回答をいただいておりますが、検疫室のケージを3.65㎡/頭とすると収容施設の面積を目安の490㎡の±20%以内に収めることが困難なため、要求水準書18P6.(1)ア・犬について、哺育室以外で飼養するものは、以下の基準を満たすこと。」とある文章を「・犬について、哺育室・隔離室・検疫室以外で飼養するものは、以下の基準を満たすこと。」としていただけますか。</p>	<p>質問No.13の回答をご参照ください。</p>

回答 番号	質問・ 意見	資料名	頁	行	項目 ①	項目 ②	項目 ③	項目 ④	項目 ⑤	項目 ⑥	内容	回答
15	質問	要求水準書	24	5	第2	6	(2)	1			<p>前回質疑95、駐車場について、現在使用している動物運搬車-5種類の車両を御提示いただきました。要求水準書に「動物運搬車を一時的に停めるスペースを適切な場所に配置すること。」とありますが、5種類の車両は、「当該施設に同時に常駐させる車両」を指し、要求水準書では「5台分車両を一時的に停めるスペースを適切な場所に配置すること。」を求められていますか。</p>	質問No.17の回答をご参照ください。
16	質問	要求水準書	24	5	第2	6	(2)	1			<p>前回質疑95、駐車場について、現在使用している動物運搬車-5種類の車両を御提示いただきました。要求水準書に「動物運搬車を一時的に停めるスペースを適切な場所に配置すること。」とありますが、5種類の車両は、当該施設には常駐せず、遠方から当該施設に輸送されたことを指すもので、複数台同時に停車することはない。と判断してよろしいでしょうか。</p>	質問No.17の回答をご参照ください。
17	質問	要求水準書	24	5	第2	6	(2)	1			<p>前回質疑95、駐車場について、現在使用している動物運搬車-5種類の車両を御提示いただきました。要求水準書に「動物運搬車を一時的に停めるスペースを適切な場所に配置すること。」とありますが、5種類の車両は、「当該施設に同時に常駐させる車両」の場合、4台は「管理者用20台の駐車できるスペース」に駐車し、1台は「一時的に停めるスペース」に停車している状態を指すものとして考えてよろしいですか。</p>	ご認識のとおりです。なお、作業動線等を考慮のうえ、「一時的に停めるスペース」を「管理者用20台」の駐車台数に含む提案とすることも可とします。
18	質問	要求水準書	24	5	第2	6	(2)	1			<p>駐車場所の設計に必要なため、使用している動物運搬車の「高さ」を教えてください。</p>	<p>車検証に記載された内容は以下のとおりです。 なお、「高さ」が変更になるようなカスタマイズは行っていません。 ・トヨタ レジアスエース(24年型):224cm ・ダイハツ ハイゼット(18年型):178cm ・ダイハツ ハイゼット(21年型):178cm ・日産 アトラス(17年型):244cm ・日産 アトラス(16年型):196cm</p>